

会津若松市庁舎整備設計業務委託仕様書

I. 業務概要

1. 業務名称 会津若松市庁舎整備設計業務

2. 委託期間 契約締結日から令和4年10月31日まで

3. 計画施設概要

本業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は次のとおりとする。

(1) 施設名称 会津若松市庁舎

(2) 敷地の場所 福島県会津若松市東栄町 地内

(3) 施設用途 市庁舎

平成31年国土交通省告示第98号 別添二 第四号 第2類とする。

4. 適用

会津若松市庁舎整備設計業務委託仕様書（以下「委託仕様書」という。）に記載する事項を適用する。

5. 設計と条件

(1) 敷地の条件

a. 敷地の面積

本庁舎敷地：約6,600㎡

謹教小学校跡地：約4,000㎡

b. 用途地域及び地区の指定

本庁舎敷地：商業地域、準防火地域

謹教小学校跡地：第二種住居地域、準防火地域

(2) 施設の条件

a. 施設の延べ面積

約13,200㎡

（本庁舎旧館の一部保存面積約1,800㎡を含む）

b. 主要構造

耐火建築物（免震又は耐震構造）

c. 耐震安全性の分類

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月28日改定国土交通省官庁営繕部）による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。

1) 構造体 防災拠点棟：I類、その他の棟：I類又はII類

2) 建築非構造部材 A類

3) 建築設備 甲類

(3) 建設の条件

a. 予定工事費（「会津若松市庁舎整備基本計画」及び「会津若松市庁舎整備基本計画の精査と整備に向けた方向性の整理」による。）

b. 建設工期（「会津若松市庁舎整備基本計画」及び「会津若松市庁舎整備基本計画の精査と整備に向けた方向性の整理」による。）

(4) 工事種別

○新築 ○増築 ○改修

- (5) 設備計画
 - 電 気 (会津若松市庁舎整備基本計画による)
 - 空 調 (")
 - 給排水衛生 (")
 - 昇降機 (")
 - その他 (")
- (6) 屋外整備計画
 - 囲障 ○門 ○敷地排水 ○植栽 ○舗装 ○駐車場 ○駐輪場
- (7) 部分引渡
 - a 部分引渡時期
 - 基本設計完了時 (令和3年2月28日)
 - b 部分引渡成果物
 - 基本設計図書 (3. 成果品 (1) 基本設計 記載図書)
- (8) 設計と条件の資料

設計と条件については、次の資料による。

 - 会津若松市本庁舎旧館保存活用計画及び庁舎整備行動計画
 - 会津若松市庁舎整備基本計画
 - 会津若松市庁舎整備基本計画の精査と整備に向けた方向性の整理
 - 会津若松市庁舎整備設計業務委託プロポーザル（公募型）募集要項
 - 会津若松市庁舎整備設計業務委託プロポーザル（公募型）技術提案書 一式
- (9) 管理技術者等の資格要件

会津若松市庁舎整備設計業務委託プロポーザル（公募型）募集要項による。

II. 業務仕様

委託仕様書及び委託図書に記載されていない事項は、福島県建築・設備設計業務委託共通仕様書による。

1. 設計業務の内容及び範囲

- (1) 一般業務の範囲
 - a. 基本設計
 - 建築（総合）基本設計に関する標準業務
 - 構造基本設計に関する標準業務
 - 電気設備基本設計に関する標準業務
 - 機械設備基本設計に関する標準業務
 - 建築・設備基本設計に関する免震設計業務
 - b. 実施設計
 - 建築（総合）実施設計に関する標準業務 (設計意図の伝達業務を除く)
 - 構造実施設計に関する標準業務 (設計意図の伝達業務を除く)
 - 電気設備実施設計に関する標準業務 (設計意図の伝達業務を除く)
 - 機械設備（昇降機を含む）実施設計に関する標準業務 (設計意図の伝達業務を除く)
 - 建築・設備実施設計に関する免震設計業務
- (2) 追加業務の内容及び範囲
 - 積算業務
 - ※建築積算
 - 積算数量算出書の作成

- 単価作成資料の作成
 - 見積の収集（相手先は監督員の指示による。）
 - 見積検討資料の作成
 - ※電気設備積算
 - 積算数量算出書の作成
 - 単価作成資料の作成
 - 見積の収集（相手先は監督員の指示による。）
 - 見積検討資料の作成
 - ※機械設備積算
 - 積算数量算出書の作成
 - 単価作成資料の作成
 - 見積の収集（相手先は監督員の指示による。）
 - 見積検討資料の作成

 - 計画通知又は確認申請に関する手続業務（○提出○説明○照合○受領）
 - 関係法令等に基づく各種申請手続業務
 - 紛争予防条例又は指導要綱に関する各種手続及び近隣説明への協力（中高層建築物等に関する届出）
 - 災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能、機能、設備等を有する官庁施設の設計等における特別な検討及び資料の作成（建築非構造部材の耐震安全性に関する特別な検討、特殊な設備機器を有する室の設計に係る特別な検討等）
 - 免震評定資料作成・申請手続き（新庁舎・本庁舎旧館）
 - 模擬地震波の作成
 - 避難安全検証防災性能検討・計算及び性能評定に関する資料作成・申請手続き（本庁舎旧館）
 - 省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務
 - 再生可能エネルギー・省エネ設計（太陽光、地中熱、雨水再利用）
 - L C C検討書の作成
 - B C P検討書の作成
 - 概略工事工程表の作成
 - 市民説明等の実施及び必要資料の作成（基本設計時3回）
 - 日影図の作成（中高層建築物等に関する届出）
 - 総合的な環境保全に関する検討・評価（CASBEEによる自己評価）
 - 電波障害調査の実施（中高層建築物等に関する届出）
 - 3Dデジタル画像の作成（3Dモデルによる景観検証（3案程度）、敷地外周および代表的な内部空間のウォークスルー動画作成、VRの作成（外観および代表的な内部空間）、パースの作成（鳥瞰1カット、外観2カット、内観3カット程度（3Dデジタル画像を利用し加工も可）、景観形成連絡会議の資料作成含む）
 - オフィス環境計画の作成（レイアウトプラン等）
 - 周辺道路設計及び開発行為・治水対策（雨水一時貯留等）協議資料の作成
 - 本庁舎敷地の外構・駐車場設計（インフラ切回し等含む）
 - 謹教小学校跡地の駐車場検討図作成
 - 既存庁舎・工作物他解体設計及び本庁舎旧館除却面改修設計（本庁舎敷地内）
 - E C I対応（施工候補者技術協力に対する質疑応答、設計修正等）
- (3) その他
- E C I方式による施工予定者選定にあたり、設計意図の説明、応募者から提出される質疑事項や工事費見積書、技術提案書等の確認業務を含む。

2. 業務の実施

(1) 一般事項

a. 基本設計業務

- ①提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
- ②構造については、基本設計の初期において免震・耐震の方針検討を行う。

b. 実施設計業務

- ①提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等に基づき行う。
- ②積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。
- ③実施設計図には、国土交通省「施工条件明示について」（平成14年5月30日付け国営計第24号）を参考に、明示すべき施工条件を記載する。
- ④工事施工において、複数選択が可能となるよう鉄骨造の柱脚に既製品を用いる場合は、3社以上（監督員と協議する。）の製品いずれを採用しても、構造耐力上主要な部分（上部構造、下部構造（RC柱型部分含む。））が、建築基準関係規定に適合し、かつ、既製品柱脚以外の部材に変更が生じないように設計する。この場合、柱脚部のRC柱型部分のコンクリートの強度・柱型の大きさ、主筋径・本数、せん断補強筋・間隔等についても、変更がないよう設計する。また、建築基準法第18条に基づく計画通知には、監督員と協議して前記1社分の既製品柱脚で設計した構造計算書一式を添付するものとし、それ以外の2社分については、参考値として、層間変形角、検定比一覧表、剛性・偏芯率一覧、保有水平耐力一覧、メッセージ一覧、電子データ入力一覧等を計画通知書に添付する。
- ⑤工事施工において、複数選択が可能となるよう床版にデッキプレートを用いる場合は、3社以上（監督員と協議する。）の既製品いずれを採用しても、構造耐力上主要な部分（上部構造、下部構造）が、建築基準関係規定に適合し、かつ、デッキプレート以外の部材に変更が生じないように設計する。
- ⑥省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続業務が適用の場合は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく（標準入力法・モデル建物法）の計算を行う。
- ⑦改修設計において、設計対象範囲に「福島県県有建築物の非構造部材の減災化計画」に定める非構造部材がある場合は、当該部材の改修方針について監督員と協議する。

(2) 摘要基準等

本業務に福島県及び会津若松市、また国土交通省が制定する以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。なお、各図書は福島県、会津若松市、国土交通省大臣官房官庁営繕部が監修した出版物等であり、年度版については原則として最新版を適用する。

a. 共通

[福島県・会津若松市]

- 人にやさしいまちづくり条例－施設整備マニュアル
- 福島県電子納品運用ガイドライン(案)（建築・設備設計業務委託編）
- 会津若松市公共建築物等における木材利用の促進に関する指針（木質化）
- 福島県再エネ・省エネ推進建築物整備指針
- 福島県再エネ・省エネ推進建築物設計ガイドライン
- 設備工事に係る専門工事設計図書作成要領
- 福島県建築設備耐震・対津波計画指針
- 建築関係工事積算基準（福島県土木部）
- 福島県建築・設備設計要領（福島県土木部）

[大臣官房官庁営繕部監修]

- 官庁施設の基本的性能基準
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- 官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- 官庁施設の環境保全性基準
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- 省エネルギー建築設計指針
- 建築設計業務等電子納品要領
- 建築CAD図面作成要領（案）
- 建築物解体工事共通仕様書
- 建築工事における建設副産物管理マニュアル

b. 建 築

- 建築工事設計図書作成基準
- 敷地調査共通仕様書
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- 建築・設備工事共通仕様書（福島県土木部）
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- 建築設計基準
- 建築構造設計基準
- 建築工事標準詳細図
- 擁壁設計標準図
- 構内舗装・排水設計基準
- 表示・標識標準
- 土木工事共通仕様書
- 土木工事標準設計図集

c. 建築積算

- 福島県建築関係工事積算基準
- 公共建築数量積算基準
- 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）

d. 設 備

- 建築設備計画基準
- 建築設備設計基準
- 建築設備工事設計図書作成基準
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編・機械設備工事編）
- 建築・設備工事共通仕様書（福島県土木部）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編・機械設備工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事・機械設備工事編）
- 雨水利用・排水再利用設備計画基準
- 建築設備耐震設計・施工指針（国土交通省住宅局建築指導課）
- 建築設備設計計算書作成の手引

e. 設備積算

- 福島県建築関係工事積算基準
- 公共建築設備数量積算基準
- 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
- 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）

(3) 業務計画書

- a. 業務計画書には、契約図書的设计方針に基づき、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
- 委託業務方針
 - 業務実施体制（社内審査体制を含む。）
 - 担当（技術）者名及び資格等
 - 業務実施工程表
 - 再委託者がある場合は、再委託者の概要、担当する業務内容及び担当技術者名並びに資格等
 - その他、監督員が必要に応じ指定する事項
- b. 受注者は、業務実施工程表の作成にあたっては、計画通知申請の手続きが必要な場合には、この所要日数を確保したものとし、また、監督員が行う成果物等の審査確認のための日数を確保するものとする。
- c. 受注者は、前項の業務実施工程表の作成（変更の場合を含む）について、あらかじめ監督員と協議を行うものとする。これを変更する場合も同様とする。
- d. 受注者は、提出した業務実施工程表に基づき業務を進めるとともに、工程に遅滞が生じた場合は、監督員と委託期間内に業務が完了するよう速やかに工程の見直し協議を行わなければならない。
- e. 受注者は、委託業務について再委託者がある場合には、契約書に基づき、業務の一部を委任する再委託者及び内容について発注者の承諾を得て業務計画書を作成しなければならない。この場合、c. の業務実施工程表の作成については、再委託者と十分協議したもので、監督員と協議することとする。これらは変更する場合も同様とする。
- f. 受注者は、プロポーザル方式、簡易プロポーザル方式又は総合評価方式により設計業務を受注した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行しなければならない。

(4) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出する。

- (a) 業務着手時
- (b) 監督員又は管理技術者が必要と認めた時
- (c) その他（住民説明等にかかる事前及び事後の協議時、建設概算工事費作成時）

(5) その他、業務の履行に係る条件等

- (a) 指定部分の範囲（プロポーザル審査要件による）
- (b) 成果物の提出場所（企画調整課 庁舎整備室）
- (c) 成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

(d) 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

- ① 写真は、会津若松市が行う事務並びに会津若松市が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- ② 次に掲げる行為をしてはならない。（ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。）

- 1) 写真を公表すること。
 - 2) 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すこと。
- (e) 構造計算について
構造計算書の作成に当たっては、計算の仮定及び方針を明記し、構造方法等の認定に係るものである場合には認定書の写しを添付して、建築（構造）設計図の作成に着手する前に監督員に承諾を受けなければならない。
- (f) 省エネルギー計算について
省エネルギー計算書の作成に当たっては、計算の仮定及び方針を明記し、各設計図の作成に着手する前に監督員に承諾を受けなければならない。
- (g) 特別経費について
本業務では特別経費として、次の経費を見込んでいる。
- R I B C利用料金
 - 耐久性調査（旧館）
外観劣化調査（目視）、鉄筋かぶり厚調査（60ヶ所程度）、コンクリート中性化試験（27ヶ所程度）、腐食確立（耐用年数）の算出及び報告書作成

3. 成果物

(1) 基本設計

成 果 物	規 格	備 考
a. 建築（総合） <ul style="list-style-type: none"> ○ 計画説明書 ○ 仕様概要書 ○ 仕上概要表 ○ 面積表及び求積図 ○ 敷地案内図 ○ 配置図 ○ 平面図（各階） ○ 断面図 ○ 立面図（各面） ○ 矩計図（主要部詳細） ○ 日影図 ○ 駐車場検討図（謹教小学校跡地） ○ 工事費概算書 ○ 各種技術資料 ○ 仮設計画概要書 ○ 概略工程表 ○ オフィス環境計画図 		建物概要、配置計画、動線計画、意匠計画、断面計画、色彩計画、セキュリティ計画、防災計画、外構計画（敷地造成基本計画を含む。）、雨水排水計画、工程計画、仮設計画、その他実施設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び検討書等を添付する。
b. 構造 <ul style="list-style-type: none"> ○ 構造計画説明書 ○ 構造設計概要書 ○ 工事費概算書 		用途に応じた荷重計画、主要架構計画、基礎計画、その他当該構造計画を決定するために必要な資料及び検討書等を添付する。
c. 電気設備 <ul style="list-style-type: none"> ○ 電気設備計画説明書 ○ 電気設備設計概要書 ○ 工事費概算書 ○ 各種技術資料 		電気設備（強電・弱電等）方式選定検討書、電力等概略計算書、防災設備計画書、外構設備計画、その他実施設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び検討書等を添付する。
d. 機械設備 <p>【給排水衛生設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 給排水衛生設備計画説明書 ○ 給排水衛生設備設計概要書 ○ 工事費概算書 ○ 各種技術資料 <p>【空調換気設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 空調換気設備計画説明書 ○ 空調換気設備設計概要書 ○ 工事費概算書 ○ 各種技術資料 <p>【昇降機等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 昇降機等計画説明書 ○ 昇降機等設計概要書 		各機械設備方式選定検討書、概略計算書、防災設備計画書、外構設備計画、その他実施設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び検討書等を添付する。

<ul style="list-style-type: none"> ○ 工事費概算書 ○ 各種技術資料 		
<p>e. 省エネルギー及び再生可能エネルギー</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象建築物の省エネルギー計画書 ○ 再生可能エネルギー導入計画検討書 ○ 工事費概算書 		<p>建築、電気設備、機械設備その他必要となるものについて建築・設備で一体的に作成する。</p>
<p>f. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 3Dデジタル画像 ○ 市民説明等の資料 ○ 耐久性調査報告書（本庁舎旧館） ○ 工事費縮減に関する検討書 ○ 防災計画概要書 		<p>○ 3Dデジタル画像について</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 3Dモデルによる景観検証(3案程度) ② 敷地外周および代表的な内部空間のウォークスルー動画作成 ③ VRの作成(外観および代表的な内部空間) ④ パースの作成(鳥瞰1カット、外観2カット、内観3カット程度(3Dデジタル画像を利用し加工も可)) <p>基本設計段階にて作成、<u>以後のプランの変更等に基づく修正を含む。</u> VRコンテンツ制作時の各種データで、汎用性の高い形式とすること。 ライセンスフリーかつソフトインストール不要のものとすること。</p> <p>○本庁舎旧館耐久性調査</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 外観劣化調査(目視) ② 鉄筋かぶり厚調査(60ヶ所程度) ③ コンクリート中性化試験(27ヶ所程度) ④ 腐食確立(耐用年数)の算出及び報告書作成
<p>g. 資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各種技術資料 ○各記録書 		
<p>1)基本設計成果物の内容について、監督員の承諾を受けること。 2)基本設計における発注者・監督員との協議、報告、承諾等の際に用いる資料等については、成果物に準じて作成するよう努めること。</p>		

- (注) : 建築(構造)の成果物は、建築(意匠)基本設計の成果物の中に含めることができる。
: 電気設備及び機械設備の成果物は、建築(意匠)基本設計の成果物の中に含めることができる。
: 建築(意匠)設計図は、適宜、追加してもよい。
: 成果物は、監督員の指示により、製本とする。
: 電子データの提出については、「福島県電子納品運用ガイドライン(案)」、「建築設計業務等電子納品要領」及び「建築CAD図面作成要領(案)」による。

(2) 実施設計

成 果 物	企 画	備 考
<p>a. 建築（総合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建築物概要書 ○仕様書 ○仕上表 ○面積表及び求積図 ○敷地案内図 ○配置図 ○平面図（各階） ○断面図 ○立面図（各面） ○矩計図 ○展開図 ○天井伏図（各階） ○平面詳細図 ○部分詳細図（断面含む） ○建具表 ○外構図 ○周辺道路設計図 ○総合仮設計画図 ○工事費概算書 ○計画通知図書（確認申請） ○中高層建築物の届出書 ○その他確認申請に必要な図書 		<p>建築、電気設備、機械設備その他必要となるものについて建築・設備で一体的に作成する</p> <p>建物概要、配置計画、動線計画、意匠計画、断面計画、色彩計画、セキュリティ計画、防災計画、外構計画（敷地造成基本計画を含む。）、雨水排水計画、工程計画、仮設計画、その他工事施工に必要な基本的事項を決定するための資料及び検討書等を添付する。</p> <p>総合仮設計画図及び工程表の作成は施工予定者の ECI 提案を反映する。</p>
<p>b. 構造</p> <ul style="list-style-type: none"> ○仕様書 ○建築基準図 ○伏図（各階） ○軸組図 ○部材断面表 ○部分詳細図 ○構造計算書 ○工事費概算書 ○計画通知図書（確認申請） ○その他確認申請に必要な図書 		<p>用途に応じた荷重計画、主要架構計画、基礎計画、その他当該構造計画を決定するために必要な資料及び検討書等を添付する。</p>
<p>c. 電気設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○仕様書 ○敷地案内図 ○配置図 ○受変電設備図 ○非常電源設備図 ○幹線系統図 ○電灯、コンセント設備平面図（各階） ○動力設備平面図（各階） ○通信・情報設備平面図（各階） 		<p>電気設備（強電・弱電等）方式選定検討書、電力等概略計算書、防災設備計画書、外構設備計画、その他実施設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び検討書等を添付する。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ○電灯設備図動力設備図 ○電気自動車用充電設備図 ○電熱設備図 ○雷保護設備図 ○発電設備図 ○構内情報通信網設備図 ○構内交換設備図 ○情報表示設備図 ○映像音響設備図 ○電気時計拡声設備図 ○誘導支援設備図 ○インターホン設備図 ○テレビ共同受信設備図 ○テレビ電波障害防除設備図 ○監視カメラ設備図 ○駐車場管制設備図 ○防犯入退室管理設備図 ○火災報知等設備系統図 ○火災報知等設備平面図（各階） ○屋外設備図 ○中央監視制御設備図 ○構内配電線路図 ○構内通信線路図 ○電気設備設計計算書 ○工事費概算書 ○各種計算書 ○計画通知図書(確認申請) ○その他確認申請に必要な図書 		
<p>d. 機械設備</p> <p>【給排水衛生設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○仕様書 ○敷地案内図 ○配置図 ○給排水衛生設備配管系統図 ○給排水衛生設備配管平面図 ○消火設備系統図 ○消火設備平面図（各階） ○排水処理設備図 ○その他設置設備設計図 ○部分詳細図 ○屋外設備図 ○工事費概算書 ○各種計算書 ○その他確認申請に必要な図書 <p>【空調換気設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○仕様書 ○敷地案内図 		<p>各機械設備方式選定検討書、概略計算書、防災設備計画書、外構設備計画、その他実施設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び検討書等を添付する。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ○配置図 ○空調設備系統図 ○空調設備平面図（各階） ○換気設備系統図 ○換気設備平面図（各階） ○その他設置設備設計図 ○部分詳細図 ○屋外設備図 ○工事費概算書 ○各種計算書 ○計画通知図書(確認申請) ○その他確認申請に必要な図書 ○機器表排煙設備図 ○自動制御設備図 ○給排水衛生設備設計図 ○機器表 ○ガス設備図 ○さく井設備図屋外設備図 【昇降機等】 ○仕様書 ○敷地案内図 ○配置図 ○昇降機等平面図 ○昇降機等断面図 ○部分詳細図 ○工事費概算書 ○各種計算書 ○計画通知図書(確認申請) ○その他確認申請に必要な図書 		
<p>e. 建築積算</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建築工事積算数量算出書 ○建築工事積算数量調書 ○見積書等関係資料 		
<p>f. 機械設備積算</p> <ul style="list-style-type: none"> ○機械設備工事積算数量算出書 ○機械設備工事積算数量調書 ○見積書等関係資料 		
<p>g. 電気設備積算</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電気設備工事積算数量算出書 ○電気設備工事積算数量調書 ○見積書等関係資料 		
<p>h. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建築物エネルギー消費性能確保計画 ○省エネルギー関係計算書(性能基準・仕様基準) ○概略工事工程表 ○維持管理費の算出 		

<ul style="list-style-type: none"> ○UD チェックリスト ○建築物総合環境性能評価 検討書 ○BCP 検討書 ○LCC 検討書 ○工事費縮減に関する検討書 		
<ul style="list-style-type: none"> i. 資料 ○各種技術資料 ○構造計算データ ○各記録書 		
<ul style="list-style-type: none"> ○新築工事 1) 建築・電気設備・機械設備の各設計図の審査用資料を監督員が指定する日までに監督員に提出する。 2) 構造部・構造計算書、省エネルギー計算書・関係図面については、各設計図面が確定する前に、監督員に提出して審査を受けるものとする。 3) 建築積算、電気設備積算、機械設備積算の審査用資料を監督員が指定する日までに監督員に提出する。 ○改修工事 1) 審査用資料を監督員が指定する日までに監督員に提出する。 2) 建築積算、電気設備積算、機械設備積算については、監督員が指定する日までに監督員に提出する。 		

注) : 構造の成果物は、建築（意匠）実施設計の成果物の中に含めることができる。
 : 設計図は、適宜、追加してもよい。
 : 成果物は、監督員の指示により、製本とする。
 : 成果物の名称や内容は、発注者と受託者との事前協議により詳細を決定する。
 : 電子データ等の提出については、「福島県電子納品運用ガイドライン(案)」、「建築設計業務等電子納品要領」及び「建築CAD図面作成要領(案)」による。

(3) 電子データの提出

以下の構成により電子納品版を作成し、提出する。

成果物	規格	部数	備考
紙データ版に収めた全てのデータ	CD-R 又は DVD-R	2部	正副とし、それぞれケースに収める。

注) : 成果物のファイル形式は発注者と受託者との事前協議により詳細を決定する。
 : 納品するCD-R、DVD-Rには、タイトルを記載するとともに、内部のデータについても製本と同じタイトルを付したフォルダやファイル名を作成し、焼き付ける。
 : データについては、製本版と同じ体裁で作成したPDF版とともに、以下の形式により格納する。

- ①文書：Microsoft Word 形式又は Microsoft Excel 形式
- ②表、グラフ：Microsoft Excel 形式又は Microsoft PowerPoint 形式
- ③図面：JWW 形式もしくは JWCAD で正常に出力可能な形式
- ④写真データ：Jpeg 形式

III. 成果物等の納入部数

基本設計・実施設計			
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ○会津若松市建築設計業務委託契約約款 ○著作権を共有 ○電子媒体 (CD-R 等) 2部 (業務計画書、打合せ記録簿、成果物一式) 	※著作権の適用を成果物の表紙右上に明記する。 福島県電子納品運用ガイドライン(案) (建築・設備設計業務委託編) による。	
設計図書等の種類		適用	
基本設計	<ul style="list-style-type: none"> ○基本設計図書原稿 1部 ○基本設計図書(説明書) 50部 ○基本設計図書(説明書概要版) 50部 ○3Dデジタル画像 1式 ○各電子データ 1式 		
実施設計	設計図書	<ul style="list-style-type: none"> ○原図 1式 ○CADデータ 1式 	
		<ul style="list-style-type: none"> ○起工伺い用図面 各1部 	A4版折込(袋詰)
		<ul style="list-style-type: none"> ○保存用図面 各1部 ○工事監理用図面(A3) 各4部 	2つ折製本とし、背表紙は下記色分けとする。 建築～黒 電気設備～赤 機械設備～青
	工事費算出書	<ul style="list-style-type: none"> ○施工用図面 建築 1部 電気設備 1部 機械設備 1部 	片綴りとする。
		<ul style="list-style-type: none"> ○原稿(入金内訳書) 各1部 ○電子媒体 1式 ○積算根拠資料 1式 ○各調査書 1式 ○各積算数量算出書 1式 ○各積算数量調書 1式 ○見積書(原本) 1式 ○見積調書 1式 	営繕積算システムRIBC※内訳書ファイル形式とする。 ※一般財団法人 建築コスト管理システム研究所が提供するシステム
計算書	<ul style="list-style-type: none"> ○構造計算書 1部 ○電気設備各計算書 1部 ○機械設備各計算書 1部 ○工作物等各計算書 1部 ○省エネルギー関係計算書 1部 	監督員の指示により、作成する。	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○リサイクル計画書 1部 ○概略工事工程表 1部 ○維持管理費の算出 1部 ○UDチェックリスト 1部 ○各種検討書 (BCP, LCC 等) 1部 		

設計図書等の種類		適用
申請手続き	<ul style="list-style-type: none"> ○計画通知、確認申請図書 1式 ○消防施設申請書 1式 ○公共下水仕様申請書 1式 ○給水施設確認申請書 1式 ○日影図 1部 ○免震評定申請図書 1部 ○避難安全検証法防災性能評定申請図書 1部 ○省エネ法適合判定申請図書 1部 	

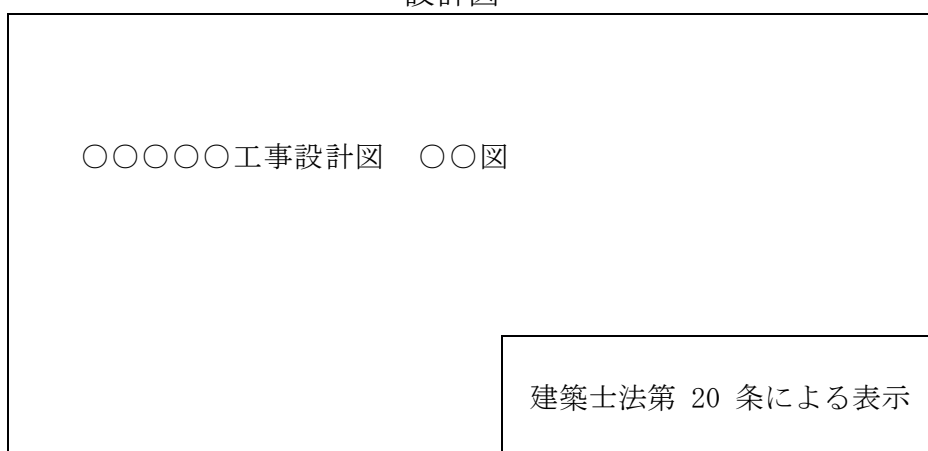
IV. 貸与資料

資料名	適用
<ul style="list-style-type: none"> ○敷地測量図 ○地盤調査資料 ○基本計画等 ○耐震診断・補強計画報告書等（旧館） ○既存建築物等設計図 	
貸与場所 （ 企画調整課 庁舎整備室 ） 貸与時期 （ 業務開始時等 ） 返却場所 （ 貸与場所と同じ ） 返却時期 （ 業務完了時等 ）	

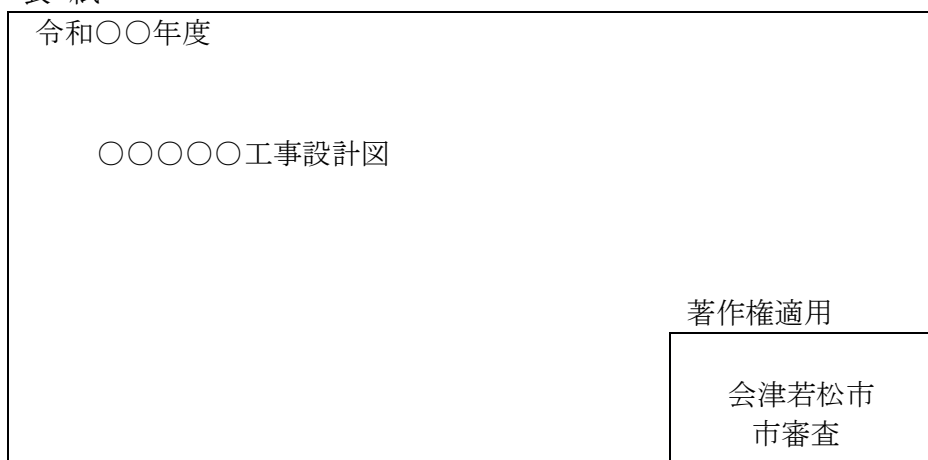
V . 設計図の材質及び大きさ等

- 1) 設計図の材質
 - ・普通紙
 - 良質紙
- 2) 設計図の大きさ
 - A 1 版 (新築・改修工事用)
 - A 2 版 (解体工事用)
 - ・A 3 版
- 3) 設計図の様式は、下図を標準とする。

設計図



表紙



◆ 一般業務対象外業務率表

業務内容の項目		対象外業務率	対象外業務設定の理由	
基本設計に関する業務	(1) 設計条件等の整理	(i) 条件整理	0.5	基本計画等で設計と条件を提示する。
		(ii) 設計条件の変更の場合の協議	—	
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打ち合わせ	(i) 法令上の諸条件の調査	0.5	基本計画等で制約条件を提示する。
		(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打ち合わせ	—	
	(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ	0.5	事前調査は、発注者側で実施済み。	
	(4) 基本設計方針の策定	(i) 総合検討	—	
		(ii) 基本設計方針の策定及び建築主への説明	—	
	(5) 基本設計図書の作成	0.3	成果品の品質・精度の確保業務の一部を発注者側が担う。類似事例の資料提供を行う。	
	(6) 概算工事費の検討	0.3	発注者側が助言・資料提供を行う。	
(7) 基本設計内容の建築主への説明等	—			
実施設計に関する業務	(1) 要求の確認	(i) 建築主の要求等の確認	0.5	委託仕様書等で設計と条件を提示する。
		(ii) 設計条件の変更の場合の協議	—	
	(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打ち合わせ	(i) 法令上の諸条件の調査	0.5	調査の一部を発注者側が担う。
		(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打ち合わせ	—	
	(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	—	
		(ii) 実施設計のための基本事項の確定	0.5	基本事項の確定作業の一部を発注者側が担う。
		(iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明	—	
	(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	0.3	成果品の品質・精度の確保業務の一部を発注者側が担う。類似事例の資料提供を行う。
		(ii) 建築確認申請図書の作成	0.3	申請図書の品質・精度の確保業務の一部を発注者側が担う。
	(5) 概算工事費の検討	0.3	発注者側が助言・資料提供を行う。	
(6) 実施設計内容の建築主への説明等	—			
設計意図の伝達に関する業務	(1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答・説明等	1.0	今回の業務に含まない。	
	(2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等	1.0	今回の業務に含まない。	

※設計業務に関する業務細分率は福島県建築・設備設計監理業務委託料算定要領による。